

公益財団法人大田区産業振興協会 勤労者共済事業実施規程

(平成7年10月1日規程第16号)

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人大田区産業振興協会（以下協会という）が実施する事業のうち、勤労者共済事業に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 中小企業とは、常時雇用する従業員の数が300人以下の事業所をいう。

(事業)

第3条 勤労者共済事業は次のとおりとする。

- (1) 会員の共済給付に関する事業
- (2) 会員の福利厚生に関する事業
- (3) その他勤労者共済事業の目的達成に必要な事業前項に定める事業の内容については、別に定める。

第2章 会員

(会員の資格)

第4条 会員になることが出来る者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 区内の中小企業の事業主及び従業員
- (2) 区内に居住し、区外の中小企業に勤務する従業員。
- (3) その他理事長が特に認めた者。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号の一に該当する者は、会員になることができない。

- (1) 臨時又は期間を定めて断続的に雇用される者。
- (2) 加入時に14日以上休業している者、又は14日以上の上の休業を要すると診断されている者。
- (3) その他理事長が適当でないと認めた者。

(入会手続)

第5条 会員になろうとする者は、入会申込書を理事長に提出し承認を得なければならない。

2 理事長は、前項の手続きが完了したときは、会員証を発行するものとする。

(資格の発生)

第6条 会員の資格は、前条の手続きを完了した日から発生する。

(入会金)

第7条 入会金の額は、1人につき200円とする。

2 既納の入会金は返還しない。

(会費)

第8条 会費は、1人につき月額500円とする。

- (1) 会費の納入は、会員資格の発生した日の属する月から退会日の属する月までとする。
- (2) 会費は、原則として3ヵ月に1回先払いするものとし、4月、7月、10月、及び1月に会員が指定する金融機関の預金口座から口座振替により納入するものとする。
- (3) 理事長は、会費を3ヵ月以上滞納した者に対して、納入を督促しなければならない。

2 既納の会費は原則として返還しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合を除く。

- (1) 会員が会費を納入した後に退会した場合は、退会日の属する月の翌月以降の会費を返還することができる。
- (2) 会員が死亡した場合は、死亡した月の翌月以降の会費を返還することができる。ただし、遡及返還は退会届受理日から起算して最高6箇月までとする。

(退会届)

第9条 会員は、次の各号の一に該当する場合は、会員証を添えて、理事長に退会届を提出しなければならない。

- (1) 第4条に掲げる資格を失ったとき。
- (2) 前号以外の理由により退会しようとするとき。

(資格の喪失)

第10条 次の各号の一に該当したときは、会員資格を喪失する。

- (1) 前条第1号に該当したとき。
- (2) 前条第2号により退会届が受理された日。

(変更届)

第11条 会員又は事業所は、入会申込書の記載事項に変更が生じたときは、速やかに理事長に変更届を提出しなければならない。

(会員証の再発行)

第12条 理事長は、会員証の紛失又は汚損により再発行の請求があったときは、再発行することができる。その場合の手数料は200円とする。

(除名)

第13条 理事長は、会員が次の各号の一に該当したときは、除名することができる。

- (1) 第8条第4号による会費の督促が、督促した日から3か月以上経過し、引き続き納入の見込みがないと認められるとき。
- (2) 協会の事業を妨げる行為をしたとき。
- (3) 偽りその他不正な行為により、協会の事業から利益を受けようとしたとき、又は受けたとき。
- (4) 協会の信用を失わしめる行為をしたとき。

(受益の制限)

第14条 理事長は、会員が会費の納入を怠ったときは、会員の受益の全部又は一部を制限することができる。

第3章 勤労者共済事業運営協議会

(設置)

第15条 勤労者共済事業の運営に関し理事長の諮問ならびに意見を具申するため、勤労者共済事業運営協議会を置く。

(構成)

第16条 勤労者共済事業運営協議会は、運営委員12名以内をもって構成する。

(選任・任期)

第17条 運営委員は理事長が委嘱し任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

(会議)

第18条 勤労者共済事業運営協議会は理事長が召集し、運営は座長がこれにあたる。座長は委員の互選による。

第4章 給付金

(給付金)

第19条 会員の福祉向上を図るため、別表に定めるところにより給付金を支給する。

(結婚祝金)

第20条 会員が結婚したときは、1回に限り結婚祝金を支給する。ただし、婚姻の届出をした者に限る。

(金婚祝金)

第21条 会員が結婚して満50年を迎えたときは、金婚祝金を支給する。

(銀婚祝金)

第22条 会員が結婚して満25年を迎えたときは、銀婚祝金を支給する。

(出生祝金)

第23条 会員又は会員の配偶者が出産したときは、出生祝金を支給する。ただし、出産7日以内に死亡したものは除く。

2 多児出産の場合は、1児について1件として支給する。

(入学祝金)

第24条 会員の子が小学校又は中学校に入学したときは、入学祝金を支給する。

(成人祝金)

第25条 会員が満20歳になったときは、成人祝金を支給する。

(入院見舞金)

第26条 会員が連続して7日以上入院したときは、その日数に応じて入院見舞金を支給する。

2 入院見舞金は、傷病及び回数にかかわらず同一年度内に1回に限り支給する。

(障害見舞金)

第27条 会員が入会後に生じた事由により、身体障害者福祉法による身体障害者手帳の交付を受けたときは、同法施行規則別表第5号に定める障害等級に応じて障害見舞金を支給する。

2 障害見舞金を支給された後、同一障害の等級に変更があったときは、新等級に対する障害見舞金は、既に支給されている額との差額を支給する。

(死亡弔慰金)

第28条 会員が死亡したときは、会員死亡弔慰金を支給する。

2 会員の配偶者、実父母・養父母及び子が死亡したときは、家族死亡弔慰金を支給する。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合を除く。

(1) 支給対象が会員死亡弔慰金の支給対象と重複するときは会員死亡弔慰金のみを支給する。

(2) 父母の場合は実父母・養父母にかかわらず、父母それぞれ 1 回に限り支給する

3 会員の子の死亡には、死産及び 7 ヶ月以上の流産の場合を含む。

4 会員死亡弔慰金の受取人の範囲及び順位は、次の順とする。

配偶者・子・父母・孫・祖父母・兄弟姉妹、

(住宅災害見舞金)

第 29 条 会員の居住する家屋及び家財が、火災により損害を受けたときは、損害の程度に応じて別表に定める住宅災害見舞金を支給する。

2 被災家屋に、生計を一にする会員が 2 人以上居住しているときは、1 人にのみ支給する。

3 会員の居住する家屋及び家財とは、所有の有無にかかわらず・会員が現に生活の本拠としている建物及び付随する家財をいい、店舗・事務所・作業所等は含まない。

(継続会員祝金・品)

第 29 条の 2

毎年 3 月 31 日現在で会員期間が継続して 5 年及び 10 年に達している会員にその年の 4 月 1 日から始まる年度に継続会員祝金・品を支給する。ただし、10 年に達し支給を受けた会員については、その後もさらに会員期間が継続して 10 年に達する毎に、支給する。

(受給資格)

第 30 条 この規程に定める給付金は、会員資格を得たときから 1 ヶ月未満に発生した事由については支給しない。

2 第 20 条、第 21 条、第 22 条、第 23 条、第 24 条及び第 25 条に定める給付金は、会員資格を得たときから 3 ヶ月未満に発生した事由については支給しない。

(支給の制限)

第 31 条 入院見舞金、障害見舞金、住宅災害見舞金、死亡弔慰金は、発生原因に災害救助法が適用されたときは支給しない。

2 会費の未納があるときは、原則として支給しない。

(給付金の請求)

第 32 条 給付金の支給を受けようとする者は、給付金請求書に別表に定める書類を添付しなければならない。

2 金婚祝金、及び銀婚祝金を除く給付金の請求は、給付事由の発生した日から 1 年以内に請求しなければならない。ただし、理事長が遅延事由をやむを得ないものと認められた場合は、この限りでない。

3 金婚祝金、及び銀婚祝金の請求は、給付事由が発生した日から 3 年以内に請求しなければならない。ただし、理事長が遅延事由をやむを得ないものと認められた場合は、この限りでない。

(給付の決定)

第 33 条 理事長は、給付金請求書を審査のうえ給付の可否について決定し、給付決定

通知書により通知するものとする。ただし、給付金の支給をもってこれに代えることができる。

(給付金の返還)

第34条 会員が、偽りその他不正な行為により給付金の支給を受けたときは、理事長は、給付金を返還させるものとする。

(審査の申し立て)

第35条 会員は、給付の決定に関し不服があるときは、給付決定通知書を受領した日から60日以内に、理事長に対し審査の申し立てをすることが出来る。

(委任)

第36条 この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

付 則

- 1 この規程は、平成7年10月1日から施行する。
- 2 大田区勤労者共済会に既に入会しているものについては、第5条に定める手続きを完了したものとみなす。
- 3 会員期間の計算にあたっては、大田区勤労者共済会の会員期間を通算する。

付 則

- 1 この規程は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 経過措置として、金婚祝金、及び銀婚祝金の請求については、平成13年4月1日以降に請求事由が生じたものから適用する。この場合、平成13年4月1日から同年6月30日までに事由が生じたものについては、平成16年度中の請求を認めるものとする。ただし、支給金額は改正前のものとする。

付 則

- 1 この規程は、平成19年4月1日から施行する。

付 則

- 1 この規程は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 改正後の給付金規定は、平成22年4月1日以後に給付事由が発生したものから適用し、同日前に給付事由が発生したものについては、なお従前の例による。
- 3 平成22年3月31日現在で6年から9年に達している会員については、第29条の2の規定にかかわらず、22年3月31日現在で会員期間が継続して5年に達している会員とみなして、その年の4月1日から始まる年度に継続会員祝金・品を支給する。

付 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

付 則 (平成25年3月28日理事会決定)

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

付 則 (平成26年3月28日理事会決定)

- 1 この規程は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 改正後の給付金は、平成26年4月1日以降に給付事由が発生したものから適用し、同日前に給付事由が発生したものについては、なお従前の例による。

3 平成 26 年 3 月 31 日以前に会員資格を有する者は、受給資格については、従前の例による。

付 則（平成 27 年 3 月 25 日理事会決定）

- 1 この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の給付金は、平成 27 年 4 月 1 日以降に給付事由が発生したものから適用し、同日前に給付事由が発生したものについては、なお従前の例による。

付 則（平成 28 年 3 月 28 日理事会決定）

- 1 この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の給付金は、平成 28 年 4 月 1 日以降に給付事由が発生したものから適用し、同日前に給付事由が発生したものについては、なお従前の例による。

別表（第19条関係）

給付金の種類		給付事由	給付金額	給付金請求時に必要な書類
祝 金	結婚	会員が結婚したとき	30,000円	婚姻届受理証明書の写しか夫婦の戸籍謄本の写し
	出生	会員又は会員の配偶者が出産したとき	30,000円	母子健康手帳、出生届受理証明書、戸籍謄本のいずれか一つの写し
	入学	会員の子が小学校・中学校に入学したとき	10,000円	就学通知書、健康保険証、在学証明書のいずれか一つの写し
	成人	会員が満20歳になったとき	10,000円	健康保険証又は運転免許証の写し
	銀婚	会員が結婚して満25年を迎えたとき	20,000円	夫婦が記載されている戸籍謄本の写し
	金婚	会員が結婚して満50年を迎えたとき	30,000円	※婚姻期間は入籍日から起算します。
	継続会員	会員期間が満5年を経過したとき 会員期間が満10年を経過したとき 以降10年経過した毎に	5,000円 10,000円 10,000円	
見 舞 金	入院	会員が連続して7日以上入院したとき	10,000円	入院期間が記載されている病院の領収書又は診断書の写し 傷病及び回数にかかわらず同一年度内に1回に限ります。
		会員が連続して14日以上入院したとき	15,000円	
		会員が連続して60日以上入院したとき	30,000円	
	障害	障害等級1級に認定されたとき	100,000円	身体障害者手帳の写し ※入会後に生じた事由により、身体障害者になったときに請求できます。
		障害等級2級に認定されたとき	90,000円	
		障害等級3級に認定されたとき	80,000円	
		障害等級4級に認定されたとき	50,000円	
		障害等級5級に認定されたとき	30,000円	
		障害等級6級に認定されたとき	20,000円	
	住宅災害	会員が居住する家屋が全焼したとき	100,000円	・消防署等で発行する罹災証明書の写し ・原則として損害の程度が分かる写真
会員が居住する家屋が半焼したとき		50,000円		
会員が居住する家屋が部分焼したとき		20,000円		
弔 慰 金	会員死亡	会員期間10年以上	100,000円	・死亡事項と請求者の続柄が記載されている戸籍謄本又は住民票の写し ・請求者の印鑑証明 ・振込先の口座番号
		会員期間5年以上10年未満	80,000円	
		会員期間1年以上5年未満	50,000円	
		会員期間1年未満	30,000円	
家族死亡	家族死亡	会員の配偶者が死亡したとき	30,000円	・死亡事項と請求者の続柄が記載されている戸籍謄本又は住民票の写し ・死産（流産）のときは、医師の証明書又は死産届出受理証明書の写し
		会員の実父母・養父母が死亡したとき	10,000円	
		会員の子が死亡したとき	20,000円	

※次の場合は、給付を制限又は停止します。

- ・会員死亡弔慰金は、同一家族に複数の会員がいる場合、家族死亡弔慰金との重複給付はしません。会員死亡弔慰金だけの給付になります。又、入院され退院することなく死亡された場合は、入院見舞金を給付しません。
- ・住宅災害見舞金は、生計を一にする家族に、複数の会員がいる場合、1件のみの給付になります。
- ・会費の納入が滞っている会員からの請求には応じません。
- ・不正行為により給付を受けたときは、その返還を請求します。
- ・すべての見舞金・弔慰金は、給付事由の発生原因に災害救助法が適用されたときは給付しません。